

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
A 共通事項 7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。 ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。 ① （略） ② 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され、当該連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出が新株予約権証券の募集（会社法第277条に規定する新株予約権無償割当てにより行うものに限る。以下「ライツ・オファリング」という。）に関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の連結財務諸表が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ③ 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の連結財務諸表が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該監査証明の予定時期並びに当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑥ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オファリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑦ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され	A 共通事項 7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。 ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。 ① （略） ② 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され、当該連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合 ③ 最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合 ④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合 ⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合 ⑥ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合 ⑦ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され

監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフエリングに関してなされた場合であって、当該監査証明の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑧ 最近事業年度の次の事業年度の決算案が取締役会において承認された場合（当該届出がライツ・オフエリングに関してなされた場合であって、当該承認の予定時期並びに当該事業年度の決算の内容が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑨ 最近事業年度の次の事業年度の貸借対照表及び損益計算書が、会社法第439条の規定により確定した場合（当該届出がライツ・オフエリングに関してなされた場合であって、当該確定の予定時期並びに当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑩ 最近事業年度の次の事業年度の決算が確定し監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフエリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の監査証明の予定時期並びに当該決算の内容が記載された有価証券報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間（開示府令第1条第22号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフエリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑫ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフエリングに関してなされた場合であって、当該監査証明の予定時期並びに当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑬ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフエリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑭ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフエリングに関してなされた場合であって、当該監査証明の予定時期並びに当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。） ⑮～⑲ （略）	監査証明を受けた場合 ⑧ 最近事業年度の次の事業年度の決算案が取締役会において承認された場合 ⑨ 最近事業年度の次の事業年度の貸借対照表及び損益計算書が、会社法第439条の規定により確定した場合 ⑩ 最近事業年度の次の事業年度の決算が確定し監査証明を受けた場合 ⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間（開示府令第1条第22号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合 ⑫ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合 ⑬ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合 ⑭ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合 ⑮～⑲ （略）
--	--